

公文書開示請求書

2024年 6月 25日

栃木県知事 福田 富一 様

氏 名 〔 法人等にあつては、名称及び代表者等の氏名 〕	
住 所 〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地 〕	
電 話 番 号	

栃木県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	請求内容 ① 個人ボランティアとしての初回引き取りから、譲渡登録ボランティア／団体登録取消日までの期間、 氏 （平成27年6月26日より栃木しっぽの会設立・団体として登録）に譲渡したセンター収容動物（犬・猫）の、年度ごとの頭数及び総数の開示 ② ①のうち、下記内訳の年度ごと及び総数の開示 - 新しい飼い主が決定し、譲渡報告（新しい飼い主の情報）が提出された犬の頭数 - 死亡届が提出された犬の頭数 - 当該団体の収容施設での収容管理ではなく、預かりボランティアへの引き渡しを前提として譲渡された犬の頭数（センターが預かりボランティアの氏名・住所等の情報を把握している頭数） - 当該団体から逸走・脱走等が報告され、行方不明となっている犬の頭数 - センターからの譲渡時、避妊・去勢手術済であることが確認されていた犬の頭数 ③ 平成27(2015)年度から登録取消日までの期間、 氏 （栃木しっぽの会及びその預かりボランティアを含む）に譲渡した犬全頭の個体情報の開示 ④ 令和5（2023）年9月24日～令和6（2024）年6月末日までの、栃木しっぽの会への指導・回数・日時・指導内容・結果・会話の内容・動物の頭数の推移等が確認できる書類・添付書類・動画・画像等全ての記録の開示※ ⑤ 現地で撮影された犬の写真の開示 犬と地面の様子のみがわかる状態に加工した状態での開示を求める。※ ※ ④、⑤について、個人の所有するペットに関する情報を除く。頭数については、指導の度に犬が敷地内の飼育場所内で移動され、不確実である（センターが把握している頭数と、実際の頭数が違う可能性がある）ため、あくまでもセンターが目視確認
----------------------------	---

	した頭数の記録としての開示を求めるものである。また、現地写真には上記の加工を加えることにより、個人の居住スペースや間取り等の情報など個人情報特定できる情報は省かれる。これにより、写真と頭数が公開されても、敷地内の犬の所在が特定され、犬が盗難被害に遭うことも考えにくいいため、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものには当たらない。 ⑥ 現地で飼育管理されている犬の個体情報一覧（個人が所有するペットに関する情報を除く）の開示 ⑦ 栃木しっぽの会及び■■■■代表に関する情報提供・相談・苦情等の記録全て ⑧ 栃木しっぽの会の多頭飼育崩壊に係るセンター職員による話し合いや会議の議事録など、記録の全て ⑨ 「多頭飼育等監視指導マニュアル」（令和3（2021）年3月 栃木県動物愛護管理推進計画（第3次）p.11に記載あり）の開示 以上
求める開示の実施の方法等	（この欄への記入については、請求される方の任意です。） 1 文書又は図画の場合 ☐閲覧 ☒写しの交付 ☐窓口 ☒送付 2 電磁的記録の場合 ☐専用機器による閲覧 ☐専用機器による視聴 ☐専用機器による聴取 ☒複製物の供与 ☐窓口 ☒送付 ☐用紙に出力したものの閲覧 ☐用紙に出力したものの交付 ☐窓口 ☐送付 ※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
事務所における開示の実施を希望する日時	（この欄への記入については、請求される方の任意です。） 令和 年 月 日 時 分から ※ 事務の都合により希望した日時に開示を実施することができないことがあります。

- (注) 1 該当する□の中にV印を付してください。
2 下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況		1 即 時 開 示			2 後 日 決 定	
対象公文書	件 名					
	所属年度		担当課(所)	(電話番号 - -)		
備 考						